○農林水産省令第　　号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第五十五号）の施行に伴い、及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第六条の規定に基づき、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　武部　新

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条） 第二章　用途限定米穀（第二条―第五条） 第三章　食用不適米穀（第六条―第九条） 第四章　米穀の円滑な流通の確保に資する措置（第十条―第十三条） 第五章　関係法令の遵守のための体制整備（第十四条・第十五条） 附則 第一章　総則 （定義） 第一条　この省令において「用途限定米穀」とは、次に掲げる米穀（食用不適米穀を除く。）をいう。 一　用途を限定して生産され、若しくは出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分された米穀（政府又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構（次号において「機構」という。）が保有するものを除く。） 二　（略） 2　（略） （用途限定米穀の販売時に講ずべき措置） 第四条　（略） 2　前項第一号の表示は、その用途に応じて、見やすい箇所に、鮮明に行わなければならない。 （削る。）	目次 第一章　総則（第一条） 第二章　用途限定米穀（第二条―第五条） 第三章　食用不適米穀（第六条―第九条） （新設） 第四章　関係法令の遵守のための体制整備（第十条） 附則 第一章　総則 （定義） 第一条　この省令において「用途限定米穀」とは、次に掲げる米穀（食用不適米穀を除く。）をいう。 一　用途を限定して生産され、若しくは出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分された米穀（天候その他の自然的条件の変化により主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項第一号の生産数量目標を上回って生産された数量の米穀であって、用途を限定して出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分されたものを含み、政府又は法第八条第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構（次号において「機構」という。）が保有するものを除く。） 二　（略） 2　（略） （用途限定米穀の販売時に講ずべき措置） 第四条　（略） 2　前項第一号の表示は、次に定めるところにより行うものとする。 一　第一条第一項第一号に掲げる米穀（天候その他の自然的条件の

（削る。）

第四章　米穀の円滑な流通の確保に資する措置

（法令の遵守）

第十条　出荷販売事業者は、その事業の用に供する米穀について、自らが管理する米穀の数量を正確に把握し、その数量が法第九条第一項又は第四十七条第一項に規定する規模以上であるものは、これらの規定による届出又は法第十一条第一項の規定による報告を適切に行うことその他の事項に関する法又は法に基づく命令を遵守しなければならない。

（米穀の品質を保持するための必要な措置）

第十一条　出荷販売事業者は、次に掲げる措置を講ずることにより、米穀の品質を保持するために必要な管理に努めなければならない。

一　その事業の用に供する米穀の運送、入出庫及び保管の際に、その米穀が出荷、販売、加工、製造又は調製の用に適する状態にあることを確認するとともに、これらの用に適する状態を保つために必要な措置を講ずること。

二　その事業の用に供する米穀の品質に変化又は異常が生じた米穀は、直ちに他の米穀と区分して保管すること。

三　その事業の用に供する米穀の管理を第三者に委託する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

イ　委託を受けた米穀を前二号に規定する措置を講ずることにより適切に管理する能力を有する者に、その管理を委託するための措置

変化により法第五条第二項第一号の生産数量目標を上回って生産された数量の米穀であって、用途を限定して出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分されたものを除く。）にあっては、その用途に応じて、別記様式に定めるところにより表示すること。

二　前号に規定する米穀以外の用途限定米穀にあっては、その用途に応じて、同号の規定に準じて表示すること。

（新設）

ロ　当該管理の委託を受けた者におけるその管理の状況を定期的に又は必要に応じて確認し、前二号に規定する措置が講じられていないと認められるときは、必要に応じ改善させること、他の適切な第三者に当該管理を委託すること、当該管理の委託に係る契約の変更又は解除をすることその他の必要な措置

（相手方の確認）

第十二条　出荷販売事業者は、常時取引関係のない者に米穀の出荷又は販売を行うときは、その相手方に対し、その者が法第九条第一項又は第四十七条第一項の規定による届出を行った者であること及び前条に規定する措置を講じていることの確認を求めるよう努めなければならない。

（情報の提供）

第十三条　前条の規定による確認の求めを受けた者は、法第九条第一項又は第四十七条第一項の規定による届出の有無（当該届出をしている場合は、当該届出をした年月日を含む。）、第十一条の規定により講じている措置その他必要な情報を当該求めをした者に提供しなければならない。

第五章　関係法令の遵守のための体制整備

（米穀の食品としての品質管理を適切に行うための体制整備）

第十四条　出荷販売事業者は、第二章及び第三章に規定する遵守すべき事項の内容に基づく適正な業務の運営が確保されるよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二　（略）

（米穀の持続的な供給に資する取引の実施のための体制整備）

第十五条　出荷販売事業者は、法第八条に規定する米穀の持続的な供給に資する取引の実施が図られるよう、米穀の出荷又は販売の事業に従事する役員、従業員その他の者により、法、私的独占の禁止及

第四章　関係法令の遵守のための体制整備

第十条　出荷販売事業者は、前二章に規定する遵守すべき事項の内容に基づく適正な業務の運営が確保されるよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二　（略）

（新設）

び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）その他の米穀の取引又は価格に係る関係法令が遵守されるよう必要な研修、教育その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（削る。）

別記様式（第4条関係）

(1)　加工品の原材料として用いられる米穀（(2)、(3)及び加工品であって、その普及により米穀の新用途への利用が促進されるものの原材料として用いられるものを除く。）

(2)　米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられる米穀粉の原材料として用いられる米穀

(3)　飼料の原材料として用いられる米穀

(4)　(1)から(3)までの米穀以外のもの
「輸出用」等その用途が明確に分かる表示

備考

1　大きさは、外円直径30～40ミリメートル、肉幅2～5ミリメートルとし、肉色は、青色又は緑色とする。

2　見やすい箇所への印刷、押印、シールの貼付その他の方法により、鮮明に付すものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第五十五号。次項において「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

（用途限定米穀の販売時に講ずべき措置に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に天候その他の自然的条件の変化により改正法による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第五条第二項第一号の生産数量目標を上回って生産された数量の米穀であって、用途を限定して出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分されたものについての米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（次項において「遵守事項省令」という。）第四条第二項の規定の適用については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日前に生産された用途限定米穀（遵守事項省令第一条第一項に規定する用途限定米穀をいい、前項に規定する米穀を除く。）に係る同令第四条第二項の規定による表示については、なお従前の例による。